

○環境省告示第八十二号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（令和七年環境省令第二十二号）第三十二条の規定に基づき、特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定める廃棄物を次のように定める。

令和七年十一月十二日

環境大臣 石原 宏高

特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定める廃棄物

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則第三十二条の環境大臣が定める廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 廃太陽電池（太陽電池又はその附属品が廃棄物となったものをいう。）
- 二 廃リチウム蓄電池等（リチウム蓄電池若しくはリチウム蓄電池を使用している製品が廃棄物とな

ったもの又はこれらを処分するために処理したものをいう。）

三 廃ニッケル水素蓄電池等（ニッケル水素蓄電池若しくはニッケル水素蓄電池を使用している製品が廃棄物となったもの又はこれらを処分するために処理したものをいう。）

附 則

第一条 この告示に定める廃棄物については、国内におけるその発生量の増加又は増加の見込みに関する状況、通常のものその再資源化の実施の工程に用いられる技術と比して再生部品又は再生資源の効率的な回収ができると認められる技術の活用状況、社会の要請等を勘案して、必要に応じ見直しを行うものとする。

第二条 この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。